

のだネット通信



中核地域生活支援センター のだネット（千葉県委託事業・野田健康福祉圏域）

TEL 04-7127-5366 / FAX 04-7127-5367

〒270-0235 野田市尾崎840-32 / E-mail noda-net.kusunoki@nifty.com

<http://homepage2.nifty.com/noda-net/>

～自立支援協議会各部会に参加して～

本年度、野田市自立支援協議会に3つの専門部会が立ち上がり、各部会を開きました。様々な関係機関が顔を合わせ情報を共有したり、意見交換したりできる貴重な機会となっています。障がいをもって暮らしやすい街になるように、今後も充実した話し合いをしていきたいと思ひます。

◆精神障がい者部会

5月23日に開催。就労についての事例検討を中心に行いました。職員のサポートや家族の支えや会社の理解があつて、就労が継続されているとのこと。精神の病気をもつた方の中には疲れやすかったり、集中力が続かなかつたり、人とのコミュニケーションが上手くできないなど色んな問題を抱えている方がいますが、支援する人がいて解決策を探れば就労が継続される可能性があることを改めて感じました。

◆身体障がい者部会

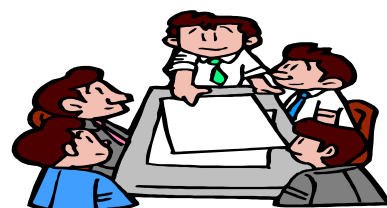
5月27日に開催されました。事例検討を中心に「電話での相談の対応」について意見を交換しました。顔が見えないことで、正確に意図が伝えられなかつたり、相手の気分を感じ取れない危険があることを再認識し、日々の仕事に活かしていければと思ひました。

◆知的障がい者部会

6月8日に開催されました。事例検討では「利用者本人の気持ちと家族の気持ちや考え方にずれがある場合」の支援の難しさに触れました。

また、各機関との意見交換では「基幹型相談支援センターがどのように設置されるのか」「今回の震災で障がいを持つ方々のケアが遅れたこと。福祉的避難所を是非つくってほしい」など、それぞれが抱えている現状を踏まえて話し合いができました。

尚、部会で話された内容は自立支援協議会の席上(8月25日開催)で各部会長から報告され、提案された課題はさらに検討されます



インターネットカフェ 四つ葉のクローバー



北コミュニティー会館にて開催されている喫茶店が月曜日も開催しています。

冷やしぜんざい、白玉ぜんざい、メロンソーダーなど新メニューもあります。冷たい飲みモノは50円プラスでフロートにできます。これからの暑い夏に向けてお試しください。

月・水・木・金 10:30～15:00

野田市 求職者総合支援センター

パーソナルサポートセンター



生活や就労に関する問題の解決を目指します。

就労と生活の安定を目指します。

多重債務、心の問題、DVなどのニーズに合わせて専門家への橋渡しを行います。

に悩ま
まず支
は援し
おま
電話す
で。ツ
！。マ
！。ン
でつ
継い
続て
はの
的のあ

場 所:野田市役所2階
利用日:毎週 月、水、金曜日
時 間:午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

お申し込み・お問い合わせ先
TEL 04-7128-4038

NPO法人 自立サポートネット流山 設立10周年記念イベント

べてるの家来る

日時:平成23年10月1日(土) 13:30~16:00(13:00開場)

場所:南流山センター ホール

○JR武蔵野線・つくばエクスプレス「南流山」下車 徒歩4分

○京成バス 江戸川台駅西口~松戸駅西口『南流山センター』下車 徒歩1分

講師:向谷地 生良氏

内容:第1部: べてるの家とは
~メンバー・スタッフそれぞれの立場から
第2部:当事者研究とは
~講義と実践

<講師プロフィール>

北海道医療大学看護福祉学部教授。浦河べてるの家理事。

大学卒業後、北海道日高にある総合病院浦賀日赤病院に精神科専属のソーシャルワーカーとして勤務。1984年、精神障がいを経験した当事者たちの活動拠点「べてるの家」の設立に関わる。1992年からべてるの家にSSTを取り入れ、当事者研究など新しい分野を開拓する。

参加費:1,000円 (収益は、東日本大震災で被災された、障がい者の方たちに義援金として送りますのでご理解をお願いします。)

※8月1日(月)よりチケット販売開始!チケットがなくなり次第メ切り

【お問い合わせ先】

NPO法人 自立サポートネット流山 事務局

TEL/FAX 04-7154-7353

メールアドレス jsnetnagareyama@ybb.ne.jp

<チケット販売先>

□NPO法人自立サポートネット流山 事務局 04-7154-7353

□初石工房 04-7154-2242 □いろいろや・ハーモニー 04-7157-9933

□東深井福祉会館 04-7155-3638 □グループホーム事務局 04-7138-6071

貸金業法が大きく変わりました!あなたは大丈夫ですか?

*改正貸金業法の概要

①総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

○年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。

○借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります

②上限金利の引き下げ

○法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15~20%に引き下げられました。

③貸金業者に対する規制も厳しく

○法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になりました。

*重要なポイント

◎借入は年収の3分の1まで

◎借入には年収の証明が必要

◎ヤミ金融(無登録の業者など)からは絶対に借りないで!

◎困ったら、あせらないでまず相談!